Ｋ９０５　子宮内反症整復手術（腟式、腹式）
　１　非観血的　468点
　２　観血的　15,490点
Ｋ９０６　子宮頸管縫縮術
　１　マクドナルド法　2,020点
　２　シロッカー法又はラッシュ法　3,090点
　３　縫縮解除術（チューブ抜去術）　1,800点
Ｋ９０６－２　子宮頸管縫縮術（開腹）　12,000点
Ｋ９０６－３　腹腔鏡下子宮頸管縫縮術　15,000点
Ｋ９０７　胎児外回転術　800点
Ｋ９０８　胎児内（双合）回転術　1,190点
Ｋ９０９　流産手術
　１　妊娠11週までの場合
　　イ　手動真空吸引法によるもの　4,000点
　　ロ　その他のもの　2,000点
　２　妊娠11週を超え妊娠21週までの場合　5,110点
Ｋ９０９－２　子宮内容除去術（不全流産）　1,980点
Ｋ９１０　削除
Ｋ９１０－２　内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術　40,000点
Ｋ９１０－３　胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）　11,880点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ９１０－４　無心体双胎焼灼術（一連につき）　40,000点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ９１０－５　胎児輸血術（一連につき）　13,880点
　注１　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
　　２　臍帯穿刺の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ９１０－６　臍帯穿刺　3,800点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ９１１　胞状奇胎除去術　4,120点
Ｋ９１２　異所性妊娠手術
　１　開腹によるもの　14,110点
　２　腹腔鏡によるもの　22,950点
Ｋ９１３　新生児仮死蘇生術
　１　仮死第１度のもの　1,010点
　２　仮死第２度のもの　2,700点
（その他）
Ｋ９１３－２　性腺摘出術
　１　開腹によるもの　6,280点
　２　腹腔鏡によるもの　18,590点
第12款　削除
第13款　手術等管理料
区分
Ｋ９１４　脳死臓器提供管理料　40,000点
　注１　臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体に対して行われる処置の費用は、所定点数に含まれる。
　　２　臓器提供に関する専門の知識を有する者が臓器提供に係る説明等を行った場合は、脳死臓器提供体制向上加算として、5,000点を所定点数に加算する。
　　３　臓器の移植に関する法律第６条第２項に規定する判定（以下「法的脳死判定」という。）に当たって、次に掲げる画像診断を実施した場合は、各区分に掲げる点数を合算した点数を、所定点数に加算する。
　　イ　動脈造影カテーテル法　1,920点
　　ロ　シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影　800点
　　ハ　コンピューター断層撮影（造影剤を使用した場合）　720点
　　４　臓器提供者に法的脳死判定日以後も継続して次に掲げる手術を実施した場合は、各区分に掲げる点数を合算した点数を、所定点数に加算する。
　　イ　大動脈内バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）　2,420点
　　ロ　人工心肺　1,720点
　　ハ　体外式膜型人工肺　1,720点
　　ニ　経皮的心肺補助法　1,790点
　　ホ　経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）　2,110点
　　ヘ　補助人工心臓　2,860点
　　ト　小児補助人工心臓　4,960点
　　チ　植込型補助人工心臓　2,860点
Ｋ９１５　生体臓器提供管理料　5,000点
Ｋ９１６　体外式膜型人工肺管理料（１日につき）
　１　７日目まで　4,500点
　２　８日目以降14日目まで　4,000点
　３　15日目以降　3,000点
　注　治療開始時においては、導入時加算として、初回に限り5,000点を所定点数に加算する。
Ｋ９１７　体外受精・顕微授精管理料
　１　体外受精　3,200点
　２　顕微授精
　　イ　１個の場合　3,800点
　　ロ　２個から５個までの場合　5,800点
　　ハ　６個から９個までの場合　9,000点
　　ニ　10個以上の場合　11,800点
　注１　体外受精及び顕微授精を同時に実施した場合は、１の所定点数の100分の50に相当する点数及び２の所定点数を合算した点数により算定する。
　　２　２について、受精卵作成の成功率を向上させることを目的として卵子活性化処理を実施した場合は、卵子調整加算として、1,000点を所定点数に加算する。
　　３　新鮮精子を使用して体外受精又は顕微授精を実施した場合は、新鮮精子加算として、1,000点を所定点数に加算する。
Ｋ９１７－２　受精卵・胚培養管理料
　１　１個の場合　4,500点
　２　２個から５個までの場合　6,000点
　３　６個から９個までの場合　8,400点
　４　10個以上の場合　10,500点
　注　胚盤胞の作成を目的として管理を行った胚の数に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１回につき所定点数に加算する。
　　イ　１個の場合　1,500点
　　ロ　２個から５個までの場合　2,000点
　　ハ　６個から９個までの場合　2,500点
　　ニ　10個以上の場合　3,000点
Ｋ９１７－３　胚凍結保存管理料
　１　胚凍結保存管理料（導入時）
　　イ　１個の場合　5,000点
　　ロ　２個から５個までの場合　7,000点
　　ハ　６個から９個までの場合　10,200点
　　ニ　10個以上の場合　13,000点
　２　胚凍結保存維持管理料　3,500点
　注　１については、初期胚又は胚盤胞の凍結保存を開始した場合に、凍結する初期胚